

独立行政法人自動車事故対策機構法施行令

内閣は、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第二十三条並びに附則第二条第六項、第八項及び第十項、第三条並びに第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）又は機構の役員若しくは職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定、附則第十五条中国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）第百三十四条の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）及び附則第十六条の規定は、同年七月一日から施行する。

(政府及び政府以外の者の出資額)

第二条 独立行政法人自動車事故対策機構法(以下「法」という。)附則第二条第六項の政令で定めるところにより政府から機構に対し出資されたものとする金額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 機構が自動車事故対策センター(以下「センター」という。)から承継する資産のうち旧一般業務(旧貸付業務(法附則第七条の規定による廃止前の自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号。以下「旧法」という。))第三十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務のうち自動車事故による被害者に対する資金の貸付けに係る業務をいい、これらに附帯する業務を含む。以下同じ。))及び旧療護業務(旧法第三十一条第一項第五号に掲げる業務をいい、これに附帯する業務を含む。以下同じ。))以外の業務をいう。以下同じ。)
- 二 一から承継する負債のうち旧一般業務に係るものの金額を差し引いた額(以下「旧一般業務に係る純資産額」という。))に、センターの解散の日の前日における旧一般業務に係る資本金の額に対する政府の出資額の割合を乗じて得た額

三 機構がセンターから承継する資産のうち旧療護業務に係るものの価額から機構がセンターから承継す

る負債のうち旧療護業務に係るものの金額を差し引いた額

- 2 法附則第二条第六項の政令で定めるところにより政府以外の者から機構に対し出資されたものとする金額は、旧一般業務に係る純資産額から前項第一号に掲げる額を差し引いた額とする。

(機構が承継する資産に係る評価委員の任命等)

第三条 法附則第二条第七項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 国土交通省の職員 一人
- 三 機構の役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第十五条第一項の設立委員) 一人
- 四 学識経験のある者 二人

- 2 法附則第二条第七項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

- 3 法附則第二条第七項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省自動車交通局保障課において処理する。

(センターの解散の登記の嘱託等)

第四条 法附則第二条第一項の規定によりセンターが解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(免除するものとする債権の額等)

第五条 法附則第三条の規定により免除するものとする債権の額は、機構がセンターから承継する負債のうち旧貸付業務に係るものの金額から、機構がセンターから承継する資産のうち旧貸付業務に係るものの額を差し引いた額とする。

2 法附則第三条の規定による債権の免除は、前項に規定する額につき、償還期限の早い貸付金から順次行うものとする。

(持分の払戻し)

第六条 機構は、法附則第六条第二項の規定に基づく持分の払戻し(以下「払戻し」という。)を行う場合

には、次に定めるところにより行わなければならない。この場合において、機構は、払戻しの請求者の利益を不当に害してはならない。

一 払戻しは、法附則第六条第一項に規定する期間を経過した日以後一年の範囲内で、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内に行うこと。

二 払戻しは、現金又は小切手により行うこと。

三 前二号に定めるもののほか、国土交通大臣が円滑な払戻しのために必要があると認めて定めるところによること。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第七条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第九十一号を次のように改める。

九十一 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター

第九条の四第三十八号を次のように改める。

三十八 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター」に改め、同条第二項第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」の下に「、独立行政法人自動車事故対策機構」を加える。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第二号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第二号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四項第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）」に改める。

（国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 次に掲げる政令の規定中「、自動車事故対策センター」を削る。

一 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第十二条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表自動車事故対策センターの項を削る。

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第十三条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人自動車事故対策機構」に改め、第六号中「及び自動車事故対策センター」を削る。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、自動車事故対策センター」を削り、同条第三号中「独立行政法人国立美術館」の下

に「、独立行政法人自動車事故対策機構」を加える。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十五条 国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

第三百三十四条第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構」に改め、同条に次の一号を加える。

六 独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。

附則第五条の二第一項第二号及び第二十四条の二第一項第二号中「同法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加える。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第十六条 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表国際観光振興機構分科会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策機構分科会

独立行政法人自動車事故対策機構

第九条の表国際観光振興機構分科会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策機構分科会

自動車交通局保障課において処理する。

理由

独立行政法人自動車事故対策機構法の施行に伴い、独立行政法人自動車事故対策機構に転出した国家公務員共済組合の組合員に係る継続長期組合員制度の特例等所要の事項を定める必要があるからである。